

常務理事	局長	局次長	係員	

法人外異動届

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会 会長
下記のとおり、加入者の法人外異動について届出します。

- この届出は、旧施設・団体で上部の必要事項を記入・押印し、新施設・団体に提出してください。
新施設・団体は下部の必要事項を記入・押印し、共助会へ提出してください。

【旧】施設・団体が記入

以下、【旧】施設・団体でご確認のうえ、レ点チェックし、ご提出ください。チェックがない場合、受付できません。

- ☐ 以下の加入者は貸付金の返済中ではないことを確認しました。
 - 貸付金がある加入者については、原則、法人外異動はできません。
 - 様式第14号の「脱退・貸付金の相殺届」をご提出ください。継続加入を希望される場合、法人外異動には要件があります。事前に共助会へお問合せください。
- ☐ 新施設・団体の事務担当者へ、以下の事項について事前に確認済です。
 - 法人外異動の手続きは、新・旧施設の事務担当者間で行うことが前提です。
 - (1) 共助会への加入要件について施設・団体ごとに規程で定めている場合があります。新施設・団体において共助会への加入要件を満たしているかどうか必ず確認してください。
 - (2) 法人外異動は、掛金納付がひと月も途切れないことが前提条件です。旧施設・団体、新施設・団体に掛金を納付する月が継続できるかどうか必ず確認してください。

記入日 西暦 年 月 日

法人名					
施設番号				代表者印(公印)	
施設・団体名					
代表者氏名					

加入者番号		加入者氏名	
-------	--	-------	--

転出年月	西暦 20 年 月 末	転入年月	西暦 20 年 月 1日
------	-------------	------	--------------

【新】施設・団体が記入

以下、【新】施設・団体でご確認のうえ、レ点チェックし、ご提出ください。チェックがない場合、受付できません。

- ☐ 法人外異動に伴い給与月額に変更があっても、次の月額算定までは掛金等を変更できません。旧施設・団体の給与月額が引き継がれることを承諾のうえ、法人外異動の手続きを行います。
※掛金等の確認が必要な場合は共助会までお問合せください。

記入日 西暦 年 月 日

法人名					
施設番号				代表者印(公印)	
施設・団体名					
代表者氏名					

※ 本様式は法人外異動用の届出です。法人内異動の場合は、様式第12号の「法人内異動届」をご提出ください。